

市民会館への 指定管理者制度導入にともない……

4月から変わります

4月1日から、次の事務についてはあらたな事務所で行います。さくら会館1階の公民館事務所にお越しく下さい。

■公民館の利用申込み

公民館専用施設（音楽室・視聴覚室・美術室・調理室・児童室）をご利用の方、市民会館の集会室等（第1集会室・第8集会室・展示スペース等）を「公民館として」利用するサークル等の方の利用申込みはすべて公民館事務所で行います。（抽選会を除く）

■印刷機の利用

印刷機等はさくら会館1階ロビーに移設します。使用申込みや使用料のお支払いなど。

■茶室福庵の利用申込み

茶室福庵の施設空き情報の問合せや利用の申込みなど。

■おもつ袋等の配布など

その他、細かな点については指定管理者と協議をしています。

今後とも広報ふっさ等でお知らせします。

いままでどおりです

市民会館に指定管理者制度が導入され、手続きなど窓口が変わっても施設の利用方法に変更はありません。

■月初めの抽選会

毎月の抽選会については市民会館の集会室等、公民館専用施設とも、従来どおりの方法で行います。（公民館職員が行います。）

なお、市民会館大小ホールについては指定管理者が行います。

■カギの受け取り、返却

利用当日は許可書を提

福生市公民館（本館）は昭和52年の開館以来、「芸術文化の創造と発展の拠点としての市民会館」と「教育機関としての公民館」の二つの機能を併せ持つ施設としてご利用いただいています。

公民館は公民館専用施設（音楽室、視聴覚室、美術室、調理室、児童室）の他の市民会館の大小ホールを除く部分（集会室等）を公民館として市民の自主的な学習・文化活動（サークル等）にお使いいただいています。

そこに配置された館長以下管理係、事業係の職員も市民会館と公民館の両方の職を兼務していました。

4月1日から福生市民会館に指定管理者制度が導入されます。建物全体の管理、市民会館部分の管理運営、駐車場の管理運営などは指定管理者（共立・日立共同事業体）によって行われます。

福生市公民館については、事務所をさくら会館1階に移し、館長以下公民館係として事務を継続します。

なお、いままで市民会館で担当していたさくら会館、茶室福庵の管理も公民館で行います。

3月3日（火）から
さくら会館の事務所で
行います

■社会教育用備品の貸出し

プロジェクト、スクリーンなどの利用申込み、貸出し

■講座等の問合せ・申込み

ご理解とご協力をお願いします。

■学習相談、

サークル等の紹介

問合せ 公民館 ☎5521

1711（3月1日まで）

さくら会館1階公民館事務所 ☎5521・2118

（3月3日から）

市民会館に指定管理者制度が導入されても、公民館がなくなってしまうわけではあ